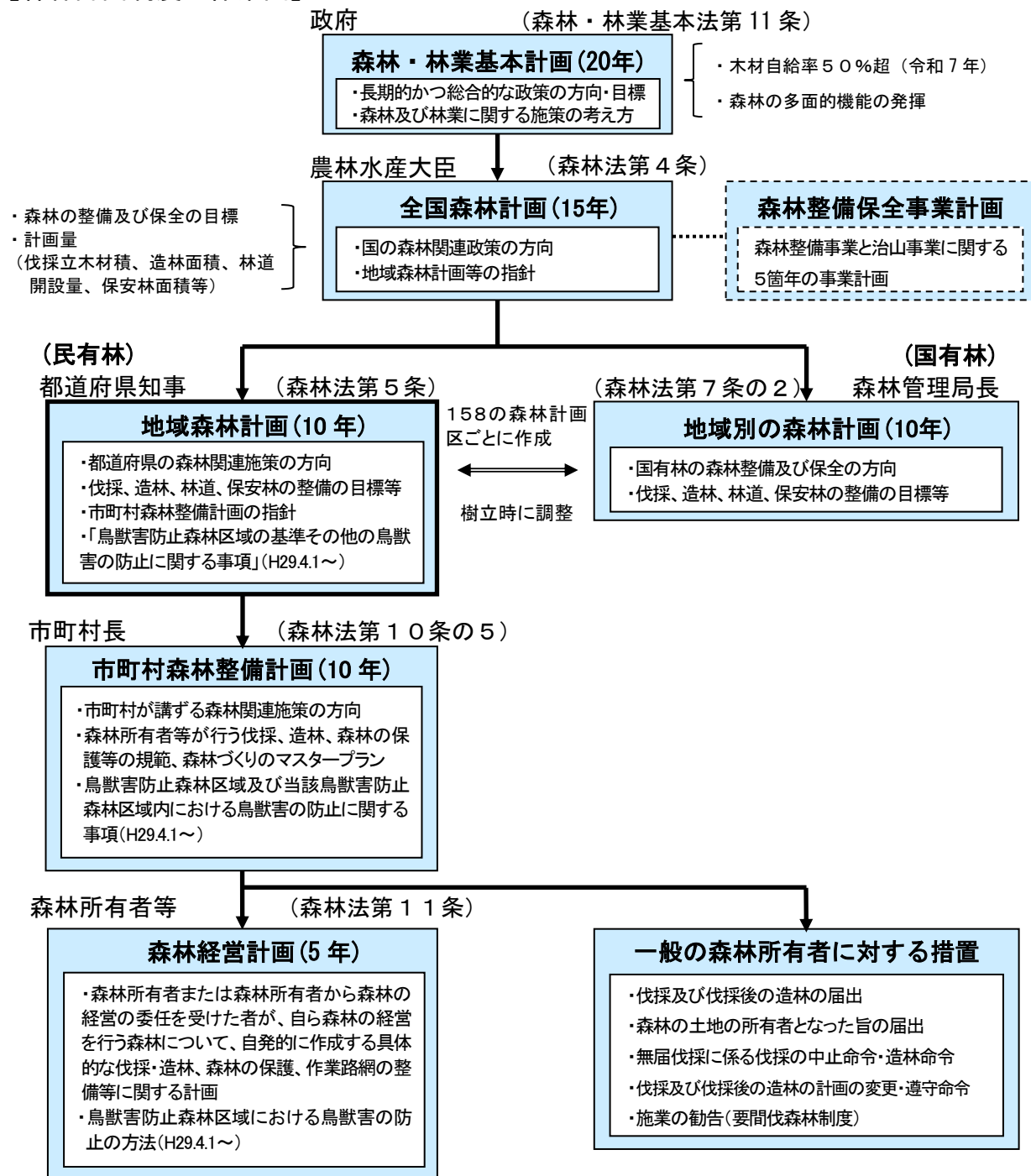


地域森林計画の樹立・変更について（令和 2 年度）

【森林計画制度の体系図】



1 地域森林計画の樹立について

地域森林計画は、知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。

三重県には 4 つの森林計画区があり、令和 2 年度は北伊勢地域森林計画を樹立します。

(参考) 各森林計画における計画期間

森林計画区名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
森林・林業基本計画					◎					(20年程度を見通して定められ、おおむね5年ごとに変更される)										
全国森林計画		◎			(前期)						(中期)				(後期)					
北伊勢				☆					☆					☆						☆
伊賀				☆						☆					☆					☆
尾鷲熊野	☆					☆					☆					☆				
南伊勢		☆					☆					☆					☆			

閣議決定： ◎ 計画樹立（計画開始の前年）： ☆ 計画期間（年度）： 前期 後期

2 地域森林計画の変更について

知事は、森林の現況、経済的事情等に変動があったときは、必要に応じて各地域森林計画を変更することができます。

(参考) 平成30年5月に「森林経営管理法」が成立したことを受け、「全国森林計画」が変更されたことから、地域森林計画が「全国森林計画」に即した形となるようよう、南伊勢地域森林計画の樹立に併せて他の3つの地域森林計画が一斉に変更されました。



3 地域森林計画の樹立・変更スケジュール

森林法第5条第1項の規定により、令和2年12月末までに北伊勢森林計画区の地域森林計画を樹立、また他の3つの計画について変更する必要があります。樹立に先立ち、地域森林計画書（案）については11月上旬から1ヶ月間縦覧と意見募集を行います。

また、縦覧期間満了後に、各市町及び近畿中国森林管理局へ意見聴取を行い、農林水産大臣協議を経て樹立となります。変更については、樹立のスケジュールに準じます。

項目	令和2年			令和3年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域森林計画書 作成							
森林審議会意見照会		—					
縦覧・公告							
関係者意見聴取			—				
森林審議会				—			
農林水産大臣協議							
樹立							
計画期間							→
市町村森林整備計画 作成		-----	-----	-----			
縦覧・公告、意見聴取、樹立				-----	-----	-----	
計画期間							→